

新旧対照表

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条第1項）				別表（第3条第1項）			
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
保育士等処 遇改善費補 助事業	保育士（勤務 条件が1日6 時間以上かつ 月20日以上 の者（勤務体系 により1日6 時間以上又は 月20日以上 のいずれかを満 たさない場合 は、1月に120 時間以上の者 を含む。）に 限る。）の処 遇改善に要す る経費	省 略	省 略	同 左	保育士（勤務 条件が1日6 時間以上かつ 月20日以上 の者に限る。） の処遇改善に 要する経費	同 左	同 左
	省 略	省 略	同 左			同 左	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
	看護師等（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上	省 略	省 略		看護師等（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上	同 左	同 左
	<u>の者（勤務体系により1日6時間以上又は月20日以上</u> <u>のいずれかを満たさない場合は、1月に120時間以上の者を含む。）</u> に限る。）の 処遇改善に要する経費	省 略	省 略		<u>の者に限る。）</u> の処遇 改善に要する 経費	同 左	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
	栄養士及び調理師（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上 <u>の者</u> （勤務体系により1日6時間以上又は月20日以上 <u>のいずれかを満たさない場合は、1月に120時間以上の者を含む。）に限る。）の処遇改善に要する経費</u>	省 略	省 略	同 左	同 左		
		省 略	省 略	同 左	同 左		
省 略				同 左			

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
給食材料費 補助事業	省 略	省 略 省 略	省 略 子ども・子育て 支援交付金の交 付について(令 和5年9月7日 付けこ成事第 481号こども家 庭庁長官通知) 別紙子ども・子 育て支援交付金 交付要綱(以下 「子ども・子育 て支援交付金交 付要綱」とい う。)別紙の表 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業の項に定め る基準額に準拠 し、別に定める 額	同 左	同 左	同 左 同 左	同 左 子ども・子育て 支援交付金の交 付について(令 和5年7月31日 付けこ成事第 365号こども家 庭庁長官通知) 別紙子ども・子 育て支援交付金 交付要綱(以下 「子ども・子育 て支援交付金交 付要綱」とい う。)別紙の表 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業の項に定め る基準額に準拠 し、別に定める 額
省 略				同 左			

備考

1～7 省 略

8 この表において「病後児保育事業」とは、病児保育事業の実施につ
いて(令和6年3月30日付けこ成保発第180号こども家庭庁成育局長
通知)に基づく病児保育事業のうち病後児対応型をいう。

9～12 省 略

備考

1～7 同 左

8 この表において「病後児保育事業」とは、病児保育事業の実施につ
いて(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知)に基づく病児保育事業のうち病後児対応型をい
う。

9～12 同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>13 この表において「延長保育事業」とは、延長保育事業の実施について（<u>令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知</u>）に基づく延長保育事業のうち一般型をいう。</p> <p>14 この表において「地域子育て支援拠点事業」とは、地域子育て支援拠点事業の実施について（<u>令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知</u>）に基づく地域子育て支援拠点事業のうち一般型をいう。</p> <p>15 この表において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業の実施について（<u>令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知</u>）に基づく一時預かり事業のうち一般型をいう。</p> <p>16～18 省 略</p> <p>附 則 この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表保育士等処遇改善費補助事業の項の規定は、<u>令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>13 この表において「延長保育事業」とは、延長保育事業の実施について（<u>平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>）に基づく延長保育事業のうち一般型をいう。</p> <p>14 この表において「地域子育て支援拠点事業」とは、地域子育て支援拠点事業の実施について（<u>平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>）に基づく地域子育て支援拠点事業のうち一般型をいう。</p> <p>15 この表において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業の実施について（<u>平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知</u>）に基づく一時預かり事業のうち一般型をいう。</p> <p>16～18 同 左</p>